

厚生労働大臣 加藤 勝信 殿
衆議員・参議院厚生労働委員 各位
厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部障害福祉課 御中

日常的に消毒液や精製水・ガーゼ等を要する患者・障害者に対して合理的配慮を求める緊急要望

2020年4月8日

障害者の生活と権利を守る全国連絡協議会

現在、新型コロナウイルス感染症の予防のために、マスクや消毒液・ガーゼ等を購入することが非常に困難になっています。安倍首相は3月15日からのマスクの転売禁止、4月1日に国民に対するマスクの配布等を決定しました。これらも十分とは言えませんが、消毒液等に係る対策は講じられていません。

患者・障害者の中には、人工呼吸器の消毒、たんの吸引（喀痰）やインスリンの注射、または免疫抑制剤の使用による免疫力の低下に伴う感染予防などのために、新型感染症の拡大以前から消毒液を必要としている人がいます。しかし、最近に必要な消毒液を確保することが困難な人たちが出てきています。

こうした状況から、エタノールを精製水で割ることで消毒液を自作される人が増えています。Ⅱ型呼吸不全の人は睡眠時の呼吸補助装置を必要としますが、この結果、呼吸補助に必要な精製水を購入することも困難になっています。さらに、褥そう等の治療のために常時必要なガーゼも購入できない状況も広がっています。

新型感染症の予防用品不足は、患者・障害者だけでなく、すべての国民の課題であることは事実です。しかし、免疫力の低い患者・障害者がドラッグストア等の薬局で行列に並ぶことによる新型感染症等への感染リスクは、一般の人よりも明らかに高いと言えます。また、行列の場所はバリアフリー化されていないケースも多く、車椅子ユーザーなどは並ぶことさえままなりません。結果として、患者・障害者は一般の人と同等の購入機会が与えられず、社会的に不利な状況にあります。

日常的に消毒液や精製水・ガーゼ等を利用してきた患者・障害者が、新型感染症に罹患した場合、重症化しやすい傾向があります。また、これらの製品が入手できなくなった場合、新型感染症以外の感染症に罹患し、場合によっては命の危機にさらされかねません。そして、こうした患者が増加すれば、医療機関にさらなる負担がかかります。

医療崩壊を防止するためにも、消毒液や精製水・ガーゼ等を常用する患者・障害者に対して、以下のような措置（合理的配慮）を早急に実現してください。

記

1. 疾患や障害に応じて必要な消毒液や精製水・ガーゼ等を、保険薬局において定期的かつ適切な価格で購入できるような措置を講じてください。
2. 緊急時、障害者手帳や難病等の医療費助成受給券、診断書等を提示した場合、消毒液や精製水・ガーゼ等の薬局等での取り置き（予約）を可能とし、疾患や障害に応じて必要な量を、定期的かつ適切な価格で優先的に購入できるような措置を講じてください。

以上